

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月12日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白土孝

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 杉浦功四郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 累計期間	第24期 第1四半期 累計期間	第23期
会計期間	自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高 (百万円)	9,730	9,383	38,658
経常利益 (百万円)	858	747	2,902
四半期(当期)純利益 (百万円)	528	428	2,470
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,617	1,617	1,617
発行済株式総数 (千株)	15,597	15,597	15,597
純資産額 (百万円)	14,394	16,161	16,192
総資産額 (百万円)	27,858	28,232	29,849
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	34.21	27.97	160.90
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	27.93	160.77
1株当たり配当額 (円)	-	-	40.00
自己資本比率 (%)	51.7	57.2	54.2

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第23期第1四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成25年3月1日～平成25年5月31日）における我が国の経済は、いわゆる「アベノミクス」に伴う円安・株高を背景に、生産活動や消費マインドの改善が進んでおり、雇用情勢についても、有効求人倍率が上昇するなどの改善の動きがみられます。一方、設備投資は全体的に慎重姿勢が残り、所得環境の先行きにも注意が必要な状況であります。

1) 消費環境の状況

株高による資産効果により宝飾・貴金属などの高額品の販売が好調な半面、衣料品や日用品などへの消費意欲の広がりは時間がかかりそうです。

また、天候については、3月には暖かい日が多かった一方、4月中旬から5月上旬にかけては寒気の影響により全国的に低温となるなど、気温の変動が大きく、衣料品の消費に影響を及ぼしました。

2) 当社の状況

厳しい消費環境のもと、当社は以下のような施策を実施して、顧客満足度の向上を図り、売上・売上総利益の確保に努めております。

商品施策

商品面におきましては、昨年秋から英ジーンズブランド「リークーパー」の独占販売を本格的に展開しております。また、服飾学校と産学協同企画の機能素材を使用したレディスウェアや、日用品メーカーの衣料用柔軟仕上げ剤の香りがするレディスウェアを発売するなど、話題性のある商品開発を実施、「股上深めのスキニーが欲しい」などのお客様の声を商品開発に取り入れるなど、お客様ニーズに応える品揃えに取り組みました。

更に、今後のPB（プライベートブランド）強化策として、「ネイビー」をリニューアルし、価値のある低価格ベーシックの商品開発を進めております。尚、当第1四半期会計期間におけるPB及びNPB（ナショナルプライベートブランド）のシェアは前年同期と比較して12ポイント増の約50%となりました。

販売施策

販売促進活動におきましては、昨年好調に推移したプラチナデニムのTVCMを放映するとともに、着こなし提案で好評なフリーマガジン「nana STYLE」vol.8を発行しました。また、モバイル会員向け特典の配信を継続的に実施し集客に努めた結果、モバイル会員は100万人を突破し、多数のお客様の支持を得ました。これらに加えて5月下旬から大創業祭を実施して売上確保に努めております。

出退店施策

出退店につきましては、6店舗の改装を実施したほか、S C（ショッピングセンター）に12店舗を新規出店した一方、退店2店舗により、当第1四半期会計期間末店舗数は486店舗（前年同四半期比7店舗増加）となりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間における売上高は9,383百万円（前年同四半期比3.6%減）、売上総利益率の前年同四半期比0.4ポイントの改善及び販管費のコントロールによって、営業利益は704百万円（前年同四半期比13.3%減）、経常利益は747百万円（前年同四半期比12.9%減）、四半期純利益は428百万円（前年同四半期比19.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ1,616百万円減少し、28,232百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ1,603百万円減少し、20,243百万円となりました。これは主に現金及び預金が2,902百万円減少した一方で、売掛金が403百万円、商品が955百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ12百万円減少し、7,988百万円となりました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,585百万円減少し、12,070百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ1,535百万円減少し、9,140百万円となりました。これは主にファクタリング債務が798百万円、未払法人税等が736百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ49百万円減少し、2,930百万円となりました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ31百万円減少し、16,161百万円となりました。

これは主に四半期純利益を428百万円計上した一方で、剰余金の配当459百万円を行ったこと等によるものであり、総資産に占める自己資本比率は57.2%となり前事業年度末に比べ3.0ポイント増となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,597,638	15,597,638	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,597,638	15,597,638	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	-	15,597,638	-	1,617	-	5,299

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 277,500		
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,299,400	152,994	
単元未満株式	普通株式 20,738		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,597,638		
総株主の議決権		152,994	

(注) 上記「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式41株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 一丁目7番7号	277,500	-	277,500	1.77
計	-	277,500	-	277,500	1.77

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,322	11,419
売掛金	364	767
商品	6,541	7,497
前払費用	371	376
繰延税金資産	187	134
その他	60	47
流動資産合計	21,847	20,243
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	162	159
建物附属設備（純額）	862	981
構築物（純額）	43	42
車両運搬具（純額）	2	1
工具、器具及び備品（純額）	71	77
土地	238	238
その他	3	0
有形固定資産合計	1,384	1,502
無形固定資産	113	112
投資その他の資産		
長期前払費用	201	205
敷金及び保証金	5,358	5,321
繰延税金資産	871	796
その他	127	99
貸倒引当金	55	49
投資その他の資産合計	6,503	6,373
固定資産合計	8,001	7,988
資産合計	29,849	28,232

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期会計期間 (平成25年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,302	5,247
ファクタリング債務	2,810	2,011
未払金	537	238
未払法人税等	937	200
未払費用	643	884
賞与引当金	111	206
店舗閉鎖損失引当金	15	11
リース資産減損勘定	222	198
資産除去債務	17	14
その他	78	128
流動負債合計	10,676	9,140
固定負債		
長期未払金	274	262
退職給付引当金	1,379	1,381
転貸損失引当金	265	256
長期預り保証金	219	216
長期リース資産減損勘定	248	206
資産除去債務	592	605
その他	0	-
固定負債合計	2,979	2,930
負債合計	13,656	12,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617	1,617
資本剰余金	5,299	5,299
利益剰余金	9,428	9,395
自己株式	163	152
株主資本合計	16,182	16,159
新株予約権	9	1
純資産合計	16,192	16,161
負債純資産合計	29,849	28,232

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	9,730	9,383
売上原価	4,953	4,740
売上総利益	4,777	4,643
販売費及び一般管理費	3,964	3,938
営業利益	812	704
営業外収益		
受取利息	5	5
受取家賃	104	95
その他	51	37
営業外収益合計	161	137
営業外費用		
支払利息	1	0
不動産賃貸費用	98	89
転貸損失引当金繰入額	13	-
その他	1	4
営業外費用合計	115	94
経常利益	858	747
特別利益		
受取違約金	5	4
店舗閉鎖損失引当金戻入額	7	-
特別利益合計	12	4
特別損失		
固定資産除却損	-	5
店舗閉鎖損失	23	-
減損損失	0	4
特別損失合計	23	9
税引前四半期純利益	847	742
法人税、住民税及び事業税	164	185
法人税等調整額	154	128
法人税等合計	318	314
四半期純利益	528	428

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

一部の債務の支払について、従来の手形による支払に代え、ファクタリング方式による支払を採用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)
減価償却費	52百万円	45百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月23日 定時株主総会	普通株式	155	10.00	平成24年2月29日	平成24年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当第1四半期累計期間において、平成24年4月16日開催の取締役会決議により、平成24年4月17日に自己株式(274,000株)を取得しております。

これにより自己株式が157百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が163百万円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月22日 定時株主総会	普通株式	459	30.00	平成25年2月28日	平成25年5月23日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

当社は衣料品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	34円21銭	27円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	528	428
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	528	428
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,460	15,321
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	27円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	20
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期累計期間
(自平成25年3月1日
至平成25年5月31日)

平成25年7月10日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役4名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数
当社取締役4名

2. 割り当てる新株予約権の数
123個

3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。

(2)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月1日から平成55年7月31日まで

(4)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(6)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権者が()重大な法令に違反した場合、()当社の定款に違反した場合又は()取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする)。

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当第1四半期累計期間
(自平成25年3月1日
至平成25年5月31日)

4. その他の募集事項等

(1) 募集する新株予約権の総数

123個

(2) 新株予約権1個と引き換えに払い込む金額及びその払込みの方法

新株予約権1個と引き換えに払い込む金額(以下「払込金額」という。)は、1株当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより割当日の大阪証券取引所の終値をもとに算出)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、払込金額の払込みの方法は、当社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる当社の取締役に対して支払う債務を負担した上で、新株予約権を付与される当該取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。

(3) 新株予約権の割当日

平成25年7月31日

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年7月31日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月10日

株式会社マックハウス

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 善孝	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中田 啓	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マックハウスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マックハウスの平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。